

## 地域における先駆的取組事例

- 1 中央区「自殺未遂者調査」 . . . 1
- 2 町田市「自殺対策の取組」 . . . 2
- 3 足立区「いのち支える寄り添い支援事業」 . . . 3
- 4 世田谷区「服薬情報を活用した薬局と医療機関等との連携」 . . . 5

## 地域における先駆的な取組

### 1 中央区「自殺未遂者調査」

#### 《 目的 》

◇自殺対策協議会で協議された自殺未遂者の実態調査を実施し、区の課題を明確にしていく。

#### 《 期間 》

◇平成25年4月～平成26年3月

#### 《 内容 》

◇区内救急基幹病院において、自殺未遂者の実態調査を行う。事前調査（※）では把握できなかった自殺の原因・動機等の調査項目を追加し、地域のハイリスク群を特定するためのより詳細な実態を把握していく。また事前調査を踏まえた、選択的予防介入を並行して行う。

#### ※事前調査

平成25年4月からの調査に備えて、平成24年度内に、同一の区内救急基幹病院において、既存資料（診療録等）からの区の未遂者の傾向を捉えた。

#### 〈選択的予防介入① 未遂者家族支援〉

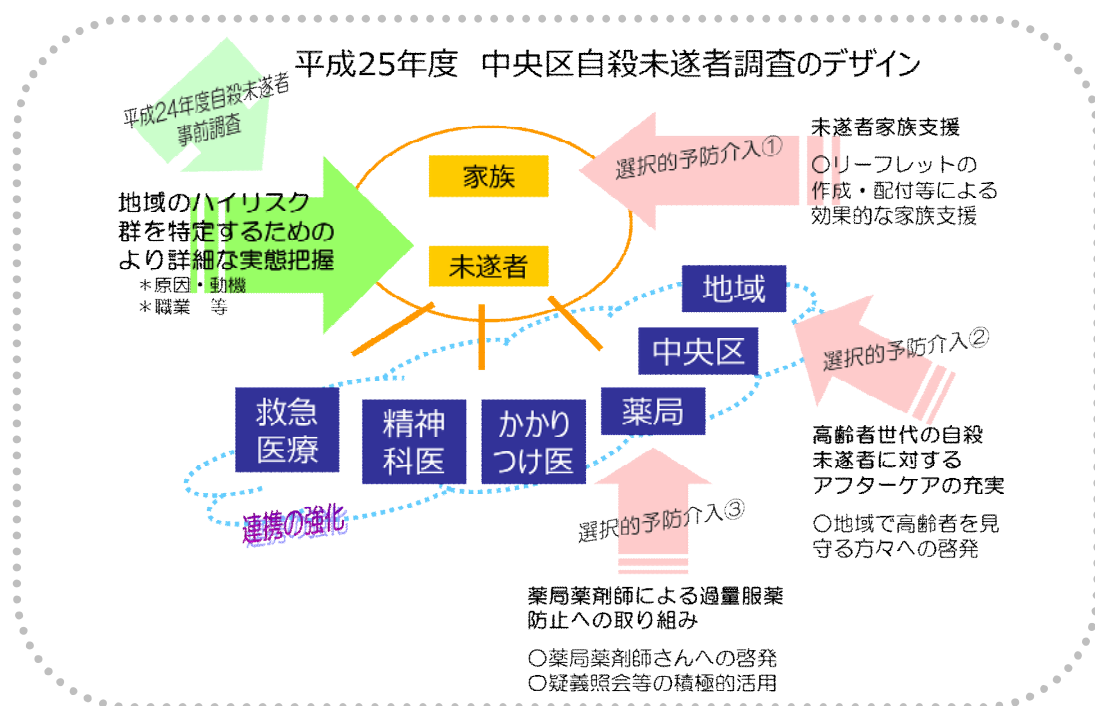
リーフレットの作成・配布等による効果的な家族支援

#### 〈選択的予防介入② 高齢者世代の自殺未遂者に対するアフターケアの充実〉

地域で高齢者を見守る方々への啓発

#### 〈選択的予防介入③ 薬局薬剤師による過量服薬防止への取り組み〉

薬局薬剤師への啓発、疑義照会等の積極的活用



## 地域における先駆的な取組

### 2 町田市の自殺対策

#### 「(仮称)町田市自殺総合対策基本方針策定委員会」

##### ≪ 目的 ≫

- ◇ 自殺防止に向け、市の基本となる方針を策定する。

##### ≪ 内容 ≫

- ◇ 基本方針策定のため、外部の委員からなる策定委員会を設置・運営する。
- ◇ 市の基本となる方針を策定することで、関係機関等との連携・協力を強化する。

#### 「町田市自殺総合対策基本方針」

##### ≪ 目的 ≫

- ◇ 市では、心の健康づくりを「町田市新5か年計画(2012年度-2016年度)」の重点事業に位置づけ、その中で、自殺の防止について取組みを進めてきた。
- ◇ 市民・地域、関係機関・団体、行政が自殺防止に向けた共通の認識を持ち取り組んでいくことを目的として策定

##### ≪ 内容 ≫

- ◇ 基本的な考え方  
市における基本認識、統計資料、意識調査に基づく現状、取組における考え方を示す。
- ◇ 基本理念及び実現に向けた方向性  
基本的な考え方に基づき、市の基本理念を掲げ、その実現に向けた方向性を示す。
- ◇ 基本施策  
基本理念を実現するため、5つの基本施策を掲げる。
- ◇ 推進体制  
会議体の役割、市民・地域、関係機関・団体、関係行政機関、町田市の役割を示す。

##### ≪ 策定経過 ≫

- ◇ 平成25年2月 第1回「(仮称)町田市自殺総合対策基本方針策定委員会」
- 同年5月 第2回「(仮称)町田市自殺総合対策基本方針策定委員会」
- 同年6月 基本方針策定

#### 「(仮称)町田市自殺総合対策連絡協議会」

##### ≪ 目的 ≫

- ◇ 市の自殺総合対策を推進するため、連絡協議会を設置・運営する。

##### ≪ 内容 ≫

- ◇ 連絡協議会を設置・運営し、市の自殺総合対策が総合的・効果的に推進されるよう、個別事業計画や評価を行う。
- ◇ 共通認識や情報共有、意見交換を通じ、円滑な連携・協力関係を維持し、継続的・発展的な事業の展開を図る。

# 平成24年度 パーソナルサポート事業 足立区「いのち支える寄り添い支援事業」の実績報告について

足立区の自殺対策「生きる支援」の一環として、いのち支える寄り添い支援事業を実施した。この事業はNPO法人自殺対策支援センターライフリンクに委託し、様々な生活上の困難を抱えた自殺念慮がある区民にパーソナル・サポーターによる継続的な寄り添い支援等を行う事業である。

## 1 目的

地縁・血縁が薄い都市部では、その人を気遣い支援につなげる人がいないと、複数の悩みを解決することができずに悩み続け、自殺に追い込まれてしまう可能性が高まる。様々な生活上の困難を抱える自殺念慮のある区民に対して、パーソナルサポーター(PS)による寄り添い支援を行い、新たな一歩を歩みだす援助を行う。これまで進めてきた自殺対策の都市型モデルをさらに進化させ、自殺に追い込まれない「生き心地の良い社会」をめざす。

## 2 事業内容

- ・様々な生活上の困難を抱える自殺念慮のある区民に対し、パーソナルサポーター(PS)が各相談窓口に同行して支援（心療内科への同行、法テラスへの同行など）
- ・複数の専門相談窓口との連携で生活破綻を食い止め、社会参加を促す
- ・緊急的な個別対応で自殺を防止
- ・支援情報などが検索できるウェブサイト「足立区版いのちと暮らしの相談ナビ」「仲間と居場所の発見ナビ」を立ち上げ、社会資源情報を登録し区民や関係者で活用

## 3 事業実施内容

### (1) パーソナルサポーターによる寄り添い支援

対象者：52人（平成25年3月末）

（総合相談会等の相談者から支援が必要な人を選定）

内 容：面接、相談窓口への同行、

電話連絡・相談、関係機関との連絡調整等

結 果：就職等新たな一歩を踏み出した16人（平成25年3月末）

### (2) 居場所づくり

当事者グループ「一休の実り」 毎月第4木曜日 夜間

（会食、当事者同士の交流など）

実施回数：7回

参加者：108人

4 地域ネットワークの強化

- (1) 寄り添い支援事業個別事例検討会 毎月第4水曜日午前  
実施回数：11回  
検討事例数：49件

- (2) 寄り添い支援事業事務連絡会 毎週木曜日午後  
実施回数：34回

5 区の自殺対策事業への協力

駅頭キャンペーン、春の花火と千本桜まつり、しょうぶまつり、  
区民まつりにおける啓発活動等

6 課題

人材と費用の確保

7 25年度以降の方向性

厚生労働省生活困窮者自立促進支援モデル事業の自立相談支援事業として実施していく。

## 地域における先駆的取組事例

### 1 世田谷区自殺対策協議会について

世田谷区では、平成22年10月、区内関係行政機関や交通事業者、地域活動団体等で構成する世田谷区自殺対策協議会を設置し、各機関の取り組みや相談窓口の状況について情報の共有、世田谷区の自殺（未遂）者の現状把握と支援や対策に関する意見交換、各機関が連携して取り組む事業について検討を行っている。

#### 世田谷区自殺対策協議会

#### ハイリスクアプローチ部会

自殺のハイリスク者（自殺企図や自傷行為を繰り返す人等）への相談支援を検討する

<構成員>病院・医師会・薬剤師会・警察・消防・弁護士・家族会 等

### 2 平成25年度ハイリスクアプローチ部会について

世田谷区自殺対策協議会の作業部会として、自殺のハイリスク者（自殺企図や自傷行為を繰り返す人等）への具体的な支援の方策を検討している。

#### (1) 救急医療機関との連携による自殺未遂者支援のモデル事業【検討中】

自殺のリスクが高いとされる自殺未遂者が繰り返しの行動に陥ることのないよう、救急搬送された医療機関から支援につなぐ事業をモデル的に行う。

##### ① 連携内容

- ・救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対して、継続的な地域での支援の必要性を判断する。
- ・支援の必要な方のうち、区への情報提供に同意した方について、区へ連絡する。同意が得られない場合でも、「クローバーリーフ」（こころの健康を始め、多重債務相談や就職相談・法律等各種相談窓口を記載したパンフレット）を配布し、相談を促す。
- ・区は相談支援チームを作り、アセスメントを行いながら本人への支援を開始する。
- ・区は必要に応じて個別支援（相談、継続訪問）を行う。

## ② 評価・検証等

- ・一定期間後に相談支援チームによるモニタリング会議を開催し、支援の効果や問題状況の改善について評価検証を行う。
- ・区は、救急医療機関他、関係機関等との連絡会を設け、事例の共有や課題について検討する。さらに必要に応じてスーパービジョン会議や研修による人材育成を行う。
- ・全体の進捗管理については、世田谷区自殺対策協議会の作業部会であるハイリスクアプローチ部会にて行う。

## (2) 服薬情報の共有のための薬局と医療機関等との連携モデル事業【検討中】

### ①概要

薬局において、自殺のハイリスクが疑われる方と相談関係を築き、主治医との連携によるチームアプローチを図るため、服薬情報を共有し薬局と医療機関等が連携してハイリスク者を支援する。

### ②対象患者と薬局、医療機関

#### ア 対象患者の条件

「自殺のハイリスク者」と思われる方で、薬剤師が気がかりと判断し（例：薬をたくさん貯めこんでいる。医師には話していないが病状に変化がある等）、服薬情報の提供に同意した患者。

#### イ 情報提供先医療機関

モデル的に病院（都立松沢病院）からの院外処方を受ける世田谷薬剤師会会員の保険薬局で利用し、病院と連携する。その後、少しずつ情報提供先医療機関を広げていく。

#### ウ 情報提供元保険薬局

世田谷薬剤師会の会員が所属する薬局

### ③活用の方法

ア 「服薬情報提供書」（仮称）を協力いただける薬局に備えておく

イ 薬剤師は患者に同意を得た場合、主治医に電話またはFAXで一報する。

（FAX利用の際は、あて先を特定して、確認を十分行い個人情報の扱いに配慮する。）

服薬情報提供書

情報提供先医療機関名 \_\_\_\_\_

担当医 \_\_\_\_\_ 科 \_\_\_\_\_ 殿

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

日

情報提供元保険薬局の所在地 及び名称

電話 ( \_\_\_\_\_ )

FAX ( \_\_\_\_\_ )

保険薬剤師氏名

㊞

患者氏名
性別：男・女 生年月日：明・大・昭・平 年 月 日生 ( 歳) 職業：
住所
電話

処方箋発行日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	調剤日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
処方薬剤の服薬状況（コンプライアンス）に関する情報	
服薬指導の要点・患者の状態等	
継続的に服用できるための技術工夫等の調剤情報	
併用薬剤等（一般用医薬品、医薬部外品、いわゆる健康食品を含む。）の有無（有・無） 薬剤名等：	
患者の訴え（アレルギー、副作用と思われる症状等）に関する情報	
症状等に関する家族、介護者等からの情報	
その他、特記すべき事項（薬剤保管状況等）	

- 注意 1. 必要がある場合には、続紙に記載して添付すること。  
 2. わかりやすく記入すること。  
 3. 必要な場合には、処方箋の写しを添付すること。